

# 遺産分割協議書

平成23年1月1日に死亡した被相続人 相続 太郎（本籍・札幌市豊平区 条 丁目 番 最後の住所・札幌市白石区 丁目北 番号 生年月日・大正15年1月1日）の相続財産について、同人の法定相続人である、相続 花子 および 相続 次郎 は遺産分割協議の結果、次のとおり遺産分割することに同意した。なお、相続人全員は他に相続人がいないことを相互に確認した。

## 相続人の表示

被相続人との続柄・妻	相続 花子	昭和2年1月1日生
被相続人との続柄・長男	相続 次郎	昭和30年1月1日生

## 記

**第1条** 相続人・相続花子は本条記載不動産（土地1筆、家屋1棟）を単独にて相続する。

### 壱、 不動産

（土地の表示）

所 在	札幌市白石区 丁目北
地 番	番
地 目	宅 地
地 積	111平方メートル11

### 貳、 不動産

（主である建物の表示）

所 在	札幌市白石区 丁目北	番地
家屋番号	番	
種 類	共同住宅	
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
床面積	1階 111平方メートル11	
	2階 111平方メートル11	

**第2条** 本条記載預貯金のうち、相続人・相続花子はその預貯金の中から金 万円を相続し、その他残余預貯金に関しては、相続人・相続次郎が相続するものとする。

壹、 預 金  
金融機関名 相続銀行 相続支店  
預金種類 普通預金  
口座番号 0 0 0 0 0 0

貳、 預 金  
金融機関名 相続札幌銀行 相続支店  
預金種類 普通預金  
定期預金  
口座番号 1 1 1 1 1 1  
2 2 2 2 2 2

**第 3 条** 第 2 条記載預貯金の相続手続きにおける代表相続人(代表して金融機関より金銭の受領を行う者)は相続花子とする。相続花子は本遺産分割協議に基づく預貯金の相続手続きを完了した後、速やかに第 2 条記載のとおり、他の相続人が相続する金銭の支払いを行うこととする。金銭の引き渡しを銀行振り込みによって行う場合、その振込手数料は受取人の負担とする。

以上

以上のとおり遺産分割協議が真正に成立したことを証するため、本遺産分割協議書を相続人分である 2 部作成し、相続人それぞれが署名、実印を押印の上、各自 1 部ずつ保有する。

平成 年 月 日

住所 .....

氏名 .....

住所 .....

氏名 .....